

地方税法施行令等の一部を改正する政令参照条文

目次

一	児童扶養手当法(昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号)	(抄)	一
二	租税特別措置法(昭和三十三年三月三十一日法律第二十六号)	(抄)	二
三	租税特別措置法施行令(昭和三十三年三月三十一日政令第四十三号)	(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成三十一年三月二十九日政令第二百二号)による改正後)	三
四	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年六月十三日法律第四十九号)	(抄)	五
五	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年四月二十七日法律第二十九号)	(所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年三月二十九日法律第七号)による改正後)	六
六	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(平成二十三年四月二十七日政令第一百二号)	(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成三十一年三月二十九日政令第六号)による改正後)	九
七	道路運送車両法(昭和二十六年六月一日法律第八十五号)	(抄)	十一
八	法人税法(昭和四十年三月三十一日法律第三十四号)	(抄)	十四
九	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成二十四年八月二十二日法律第六十九号)	(抄)	十五

一 児童扶養手当法(昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号) (抄)

(用語の定義)

第三条 この法律において「児童」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者又は二十歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者をいう。

2 略

3 この法律にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

二 租税特別措置法（昭和三十一年三月三十一日法律第二十六号）（抄）

（用語の意義）

第二条 略

2 第三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 略

一の二 内国法人又は外国法人 それぞれ所得税法第二条第一項第六号又は第七号に規定する内国法人又は外国法人をいい、それぞれ同項第八号に規定する人格のない社団等で、第一号に規定する国内に本店若しくは主たる事務所を有するもの又は同号に規定する国外に本店若しくは主たる事務所を有するものを含む。

二 三十一 略

3 及び 4 略

三 租税特別措置法施行令（昭和三十二年三月三十一日政令第四十三号）（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成三十一年三月二十九日政令第二百二号）による改正後）（抄）

（平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税の特例）

第三十九条の三十三の三

法第六十七条の十六の二第一項に規定する政令で定める外国法人は次の各号に掲げる外国法人とし、同項

に規定する政令で定める国内源泉所得は法人税法第三百二十八条第一項第一号に掲げる国内源泉所得で当該各号に掲げる国内源泉所得で当該各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める業務として行う事業に係るものとする。

一 次に掲げる外国法人 平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会（以下この号及び第三号において「東京オリンピック競技大会」という。）の円滑な準備又は運営に関する業務

イ 東京オリンピック競技大会を主催する外国法人

ロ インターネットを利用する方法により東京オリンピック競技大会に関する映像又は音声の提供を行う外国法人（イに掲げる外国法人との間に財務省令で定める特殊の関係（第三号イにおいて「特殊の関係」という。）のあるものに限る。）

二 平成三十二年に開催される東京パラリンピック競技大会（以下この号及び次号において「東京パラリンピック競技大会」という。）を主催する外国法人 東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務

三 次に掲げる外国法人 東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会（以下この号及び次号において「大会」という。）の円滑な準備又は運営に関する業務（以下この項において「大会関連業務」という。）

イ 大会に関する映像又は音声の制作及び当該制作の統括管理を行う外国法人（第一号イに掲げる外国法人との間に特殊の関係のあるものに限る。）

ロ 大会において実施される競技に係る時間の測定、当該競技に係る結果の集計及び当該競技の会場内における当該結果の表示を行う外国法人

ハ 大会に関する紛争の仲裁及び調定を行う外国法人

ニ ロに掲げる外国法人が行うロに規定する測定に係る情報の第一号イに掲げる外国法人、前号に掲げる外国法人及び次号ハに

掲げる外国法人への提供を行う外国法人

四 次に掲げる外国法人 大会関連業務（イ又はロに掲げる外国法人にあつては当該外国法人が行うイ又はロの派遣に係る大会に
関するものに限るものとし、ハに規定する大会放送権保有法人にあつてはその有する大会に関する映像又は音声を送送する権利
（以下この号において「大会放送権」という。）に係る大会に関するものに限るものとし、ハに規定する外国関連法人にあつて
は当該外国関連法人に係るハに規定する大会放送権保有法人の有する大会放送権に係る大会に関するものに限るものとする。

イ 大会に参加する選手団の当該大会への派遣及び当該選手団の支援を行う外国法人

ロ 大会において実施される競技の審判員の大会への派遣を行う外国法人

ハ 大会放送権保有法人（第一号イ又は第二号に掲げる外国法人との契約に基づき大会放送権を有する外国法人をいう。ハにお
いて同じ。）又は外国関連法人（大会放送権保有法人の属する企業集団の連結財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して
記載される外国法人として財務省令で定めるものをいう。）

五 前各号に掲げるもののほか、大会関連業務を行う外国法人として文部科学大臣が財務大臣と協議して指定するもの 当該大会

関連業務

24 略

四 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年六月十三日法律第四十九号）（抄）

（裁定申請）

第十条 地域福利増進事業を実施する者（以下「事業者」という。）は、当該事業を実施する区域（以下「事業区域」という。）内にある特定所有者不明土地を使用しようとするときは、当該特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に対し、次に掲げる権利（以下「土地使用権等」という。）の取得についての裁定を申請することができる。

一 当該特定所有者不明土地の使用権（以下「土地使用権」という。）

二 当該特定所有者不明土地にある所有者不明物件（相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない物件をいう。第三項第二号において同じ。）の所有権（次項第七号において「物件所有権」という。）又はその使用権（同項第八号において「物件使用権」という。）

2 5 略

（土地等使用権の存続期間の延長）

第十九条 第十五条の規定により土地使用権等を取得した事業者（以下「使用者」という。）は、第十三条第一項の裁定において定められた土地等使用権の存続期間（第四項において準用する第十五条の規定により土地等使用権の存続期間が延長された場合にあっては、当該延長後の存続期間。第三項及び第二十四条において同じ。）を延長して使用権設定土地（第十五条の規定により取得された土地使用権の目的となつている土地をいう。以下同じ。）の全部又は一部を使用しようとするときは、当該存続期間の満了の日の九月前から六月前までの間に、当該使用権設定土地の所在地を管轄する都道府県知事に対し、土地等使用権の存続期間の延長についての裁定を申請することができる。

2 4 略

五 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年四月二十七日法律第二十九号）（所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年三月二十九日法律第七号）による改正後）（抄）

（被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例）

第十一条の七 その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことよってその居住の用に供することができなくなった個人が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地若しくは当該土地の上に存する権利（以下この条において「土地等」という。）の譲渡をした場合には、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句として、租税特別措置法第三十一条の三、第三十五条、第三十六条の二、第三十六条の五、第四十一条の五又は第四十一条の五の二の規定を適用する。

租税特別措置法第三十条の三第二項第二号	で当該個人の居住の用に供されなくなったもの（当該個人の居住の用に供されなくなった）	が警戒区域設定指示等（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十一条の七第三項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この号、第三十五条第二項第二号、第三十六条の二第一項第二号、第四十一条の五第七項第一号口及び第四十一条の五の二第七項第一号口において同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによつてその居住の用に供することができなくなった場合における当該家屋（当該個人の居住の用に供することができなくなった）
租税特別措置法第三十条第二項第二号	三年 で当該個人の居住の用に供されなくなったもの 居住の用に供されなくな	十年 が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによつてその居住の用に供することができなくなった場合における当該家屋 居住の用に供することができなくなった日

	つた日	三年	租税特別措置法第三十六條の二第一項第二号、第四十一條の五第七項第一号ロ及び第四十一條の五の二第七項第一号ロ
	十年	三年	その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによつてその居住の用に供することができなくなった個人（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（包括受遺者を含み、その居住の用に供することができなくなった時の直前において当該家屋に居住していた者に限る。以下この項において同じ。）が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。）における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（当該家屋及び当該家屋の敷地のうちに当該直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその所得をした日として政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた租税特別措置法第三十一條の三、第三十五條、第三十六條の二、第三十六條の五、第四十一條の五又は第四十一條の五の二の規定を適用することができる。
	十年	三年	3 前二項に規定する「警戒区域設定指示等」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第十五條第三項又は第二十條第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七條第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長又は都道府県知事に対して行つた次に掲げる指示をいう。

- 一 原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示
- 二 前号に掲げるもののほか、住民の避難に関する指示として財務省令で定めるもの

4
5
7
略

六 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年四月二十七日政令第百十二号）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十一年三月二十九日政令第百六号）による改正後）

（被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例）

第十三条の六 法第十一条の七第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。）又は第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における租税特別措置法第三十七条の五、第四十一条、第四十一条の三及び第四十一条の十九の四の規定の適用については、同法第三十七条の五第五項中「第三十一条の三第二項」とあるのは「第三十一条の三第二項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十一条の七第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。）又は第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同条第一項」とあるのは「第三十一条の三第一項」と、「同条の」とあるのは「同条（震災特例法第十一条の七第一項又は第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」の」と、同法第四十一条第二十一項中「該当するもの」とあるのは「該当するもの（震災特例法第十一条の七第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。）以下この項において同じ。）又は第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定により読み替えて適用されるこれらの規定に規定する居住用財産、資産又は譲渡資産に該当するものを含む。）」と、「の規定の」とあるのは「（これらの規定を震災特例法第十一条の七第一項又は第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」の規定の」と、同法第四十一条の十九の四第十三項中「該当するもの」とあるのは「該当するもの（震災特例法第十一条の七第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。）以下この項において同じ。）又は第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定により読み替えて適用されるこれらの規定に規定する居住用財産又は資産に該当するものを含む。）」と、「の規定の」とあるのは「（これらの規定を震災特例法第十一条の七第一項又は第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」の規定の」とする。

2 法第十一条の七第二項又は第五項に規定する政令で定める日は、同条第二項に規定する居住の用に供することができなくなった家屋又は同条第五項に規定する旧家屋（以下この項において「居住不能家屋等」という。）を同条第二項又は第五項の被相続人が

その取得（建設を含む。以下この項において同じ。）をした日とする。ただし、当該居住不能家屋等が当該被相続人に係る次の各号に掲げる家屋に該当するものである場合には、当該各号に定める日とする。

一 交換により取得した家屋で所得税法第五十八条第一項の規定の適用を受けたもの 当該交換により譲渡をした家屋の取得をした日

二 昭和四十七年十二月三十一日以前に所得税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八号）による改正前の所得税法第六十条第一項各号に該当する贈与、相続、遺贈又は譲渡により取得した家屋 当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人、当該遺贈に係る遺贈者又は当該譲渡をした者が当該家屋の取得をした日

三 昭和四十八年一月一日以後に所得税法第六十条第一項各号に該当する贈与、相続、遺贈又は譲渡により取得した家屋 当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人、当該遺贈に係る遺贈者又は当該譲渡をした者が当該家屋の取得をした日

3 法第十一条の七第二項又は第五項の規定により租税特別措置法第三十一条の三、第三十六条の二、第三十六条の五、第四十一条の五又は第四十一条の五の二の規定を適用する場合におけるこれらの規定及び法第十一条の七第二項又は第五項の規定により第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第三十七条の五第五項に規定する所有期間については、法第十一条の七第二項又は第五項に規定する政令で定める日の翌日から起算するものとする。

七 道路運送車両法（昭和二十六年六月一日法律第百八十五号）（抄）

（永久抹消登録）

第十五条 登録自動車の所有者は、次に掲げる場合には、その事由があつた日（当該事由が使用済自動車の解体である場合にあつては、使用済自動車の再資源化等に関する法律による情報管理センター（以下単に「情報管理センター」という。）に当該自動車が同法の規定に基づき適正に解体された旨の報告がされたことを証する記録として政令で定める記録（以下「解体報告記録」という。）がなされたことを知つた日）から十五日以内に、永久抹消登録の申請をしなければならない。

一 登録自動車が滅失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）、又は自動車の用途を廃止したとき。

二 当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際に存在したものでなくなつたとき。

2 引取業者（使用済自動車の再資源化等に関する法律による引取業者をいう。第百条第一項第三号において同じ。）は、同法の規定に基づきその取扱いに係る登録自動車の解体報告記録がなされたことを確認し、これを確認したときは、自らが当該自動車の所有者である場合を除き、その旨を当該自動車の所有者に通知するものとする。

3 登録自動車の所有者は、使用済自動車の解体に係る第一項の申請をするときは、同項の解体報告記録がなされた日及び車台番号その他の当該解体報告記録が当該自動車に係るものであることを特定するために必要な事項として国土交通省令で定める事項を明らかにしなければならない。

4 第一項の場合において、登録自動車の所有者が永久抹消登録の申請をしないときは、国土交通大臣は、その定める七日以上の期間内において、これをなすべきことを催告しなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の催告をした場合において、登録自動車の所有者が正当な理由がないのに永久抹消登録の申請をしないときは、永久抹消登録をし、その旨を所有者に通知しなければならない。

（一時抹消登録）

第十六条 略

2 一時抹消登録を受けた自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）の所有者は、次に掲げる場合には、その事由があつた日（当該事由が使用済自動車の解体である場合にあっては、解体報告記録がなされたことを知つた日）から十五日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 一 当該自動車が滅失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）、又は自動車の用途を廃止したとき。
- 二 当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際存したものでなくなつたとき。

3～7 略

（自動車検査証の返納等）

第六十九条 自動車の使用者は、当該自動車について次に掲げる事由があつたときは、その事由があつた日（当該事由が使用済自動車の解体である場合にあっては、解体報告記録がなされたことを知つた日）から十五日以内に、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納しなければならない。

- 一 当該自動車が滅失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）、又は自動車の用途を廃止したとき。
- 二 当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあっては、車両番号の指定の際）存したものでなくなつたとき。
- 三 当該自動車について第十五条の二第一項の申請に基づく輸出抹消仮登録又は第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録があつたとき。

四 当該自動車について次条第三項の規定による届出に基づく輸出予定届出証明書の交付がされたとき。
2～4 略

（解体等又は輸出に係る届出）

第六十九条の二 検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）の所有者は、当該自動車について

前条第一項第一号又は第二号に掲げる事由があつたときは、その事由があつた日（当該事由が使用済自動車の解体である場合にあっては、解体報告記録がなされたことを知つた日）から十五日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 6 略

（検査対象外軽自動車の使用の届出等）

第九十七条の三 検査対象外軽自動車は、その使用者が、その使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に届け出て、車両番号の指定を受けなければ、これを運行の用に供してはならない。

2 3 略

八 法人税法（昭和四十年三月三十一日法律第三十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 十二の二 略

十二の三 分割承継法人 分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。

十二の四 四十四 略

九 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年八月二十二日法律第六十九号）（抄）

附則

（第一条の規定による地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新地方税法」という。）の規定中地方消費税に関する部分は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に事業者（地方税法第七十二条の七十七第一号に規定する事業者をいう。以下同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。）及び施行日以後に保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下同じ。）に係る地方消費税について適用し、施行日前に事業者が行った課税資産の譲渡等及び施行日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

（第二条の規定による地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の地方税法（以下「三十一年新地方税法」という。）の規定中地方消費税に関する部分は、附則第一条第三号に定める日（以下「一部施行日」という。）以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ並びに一部施行日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ並びに施行日から一部施行日の前日までの間に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

第十三条 一部施行日から平成三十二年三月三十一日までの間における三十一年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される三十一年新地方税法第七十二条の百十四から第七十二条の百十六まで（これらの規定を前条後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、三十一年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される三十一年新地方税法第七十二条の百十四第一項及び第七十二条の百十五第一項中「二十二分の十」とあ

るのは「十七分の十」と、三十一年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される三十一年新地方税法第七十二条の百十四第二項及び第七十二条の百十五第二項中「二十二分の十二」とあるのは「十七分の七」とする。

2
略